

株 主 各 位



フジック株式会社

代表取締役社長

福 井 正 一

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

過日の熊本地震により被災されました株主の皆様へ衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）正午までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神戸ポートピアホテル 本館 地下1階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.fujicco.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎例年株主総会終了後に開催してございました商品展示会を、本年は株主総会前に開催いたしません。 あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済・金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢に一定の改善がみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、少子高齢化の進行や新興国経済の停滞等による先行き不透明感から消費マインドには依然として弱さがみられ、個人消費の力強い回復までには至りませんでした。

食品業界においては、円安等による輸入原材料価格の高止まりや消費者の根強い節約志向により、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、当グループは、大豆の葉や茎に含まれる機能性糖類ピントールについて、神戸大学と共同でヒト試験による機能性研究に取り組むとともに、北海道十勝管内の自治体や経済団体等で構成される“フードバレーとかち推進協議会”と包括連携協定を結び、その実用化に向けた抽出・精製技術の研究を進めました。

また、最終年度となる中期経営計画の目標達成のため、全社結束して販売の拡大及び収益性の向上に努めました。売上高は、目標600億円に対してわずかに未達となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は目標33億円を達成することができました。

当連結会計年度の売上高は、昆布製品が前年比1.5%減となりましたが、豆製品、デザート製品が堅調に推移し、惣菜製品、ヨーグルト製品が前年実績を大きく上回ったことから、587億18百万円（前期比3.2%増）となりました。

また、利益面では、売上高の増加に加え、売上原価率の改善が進んだことから、営業利益は49億73百万円（前期比16.7%増）、経常利益は53億77百万円（前期比17.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億20百万円（前期比30.1%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度を含めて7期連続の増収増益とともに、売上高及び営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を更新いたしました。

(2) 製品分類別売上高の概況

惣菜製品は、包装惣菜において少量食べきりサイズの「おかず畑ミニ」シリーズや電子レンジ対応のチルドスープ「朝のたべるスープ」が伸長しました。また、日配惣菜においてもヘルシーで和洋折衷の「豆腐ハンバーグ」を中心に大きく伸長しました。

以上の結果、惣菜製品の売上高は182億63百万円（前期比5.5%増）となりました。

昆布製品は、前期のTVパブリシティによる反動減が影響したとろろ昆布ならびに昆布巻等の減少により、昆布製品全体の売上高は前年実績を下回りました。

以上の結果、昆布製品の売上高は175億69百万円（前期比1.5%減）となりました。

豆製品は、食べきりタイプの「おまめさん豆小鉢」が好調に推移し、料理にそのまま使える水煮・蒸し豆「ビーンズキッチン」シリーズが大きく伸長したことから、豆製品全体の売上高は前年実績を上回る135億98百万円（前期比4.2%増）となりました。

ヨーグルト製品は、2月より販売再開の「カスピ海ヨーグルトプレーン400g」ならびに「カスピ海ヨーグルト脂肪ゼロ400g」の生産一時休止の影響を受けましたが、通信販売チャネルのサプリメント「善玉菌のチカラ」が好調に推移し売上全体をけん引しました。また、「カスピ海ヨーグルト手づくり用種菌」は、事業開始から累計販売個数が500万セットを突破しました。

以上の結果、ヨーグルト製品の売上高は48億79百万円（前期比8.7%増）となりました。

デザート製品は、チルドゼリー「フルーツセラピー」において「スイートピンクグァバ」等の期間限定商品の新規投入ならびに新たな店頭販促提案など品群の活性化に取り組んだ結果、デザート製品の売上高は、29億99百万円（前期比7.2%増）となりました。

製品分類別売上高は次のとおりであります。

製品分類	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比(%)	主な内容
惣菜製品	18,263	31.1	105.5	日配惣菜、おかず畑惣菜、調味食品
昆布製品	17,569	29.9	98.5	ふじっ子煮、ふじっ子、純とろ、だし昆布
豆製品	13,598	23.2	104.2	おまめさん、豆小鉢、水煮、蒸し豆
ヨーグルト製品	4,879	8.3	108.7	「カスピ海ヨーグルト」
デザート製品	2,999	5.1	107.2	フルーツセラピー
その他製品	1,407	2.4	98.6	通販商品、ワイン、機能性素材
合計	58,718	100.0	103.2	

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、22億78百万円となりました。主なものは、和田山工場と北海道工場の生産性向上を図るための設備機械に関する投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度は増資又は社債の発行等による資金の調達はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第53期 平成25年 3 月 期	第54期 平成26年 3 月 期	第55期 平成27年 3 月 期	第56期 平成28年 3 月 期
売 上 高 (百万円)	53,874	56,273	56,897	58,718
経 常 利 益 (百万円)	3,967	4,404	4,561	5,377
親会社株主に帰属 (百万円) する当期純利益	2,304	2,462	3,014	3,920
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	71円96銭	76円92銭	94円36銭	130円45銭
総 資 産 (百万円)	69,559	68,609	72,055	70,003
純 資 産 (百万円)	54,402	55,714	58,584	58,110
1 株 当 たり 純 資 産	1,699円 1銭	1,743円94銭	1,834円21銭	1,945円35銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第56期より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
4. 第56期(平成28年3月期)の1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託(J-E S O P)導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
5. 第56期(平成28年3月期)の1株当たり純資産の算定において、「株式給付信託(J-E S O P)導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

(6) 対処すべき課題

国内経済は、企業収益や雇用情勢の向上を背景に、今後も緩やかな回復基調で推移することが期待されます。一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速など予断を許さない状況が続くものと思われまます。食品業界においては、個人消費の回復の遅れや輸入原材料価格の高止まり等により、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況下、当グループにおきましては、安心・安全のフジッコブランドづくりを進めるとともに、選択と集中による持続的成長戦略の実行、たゆまぬ業務改革とトータル・コストのコントロールによる収益性改善の両輪をもって、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

事業が拡大するにつれて、当グループに求められる社会的責任は高まるものと認識しております。これに応えるため、実効性のある内部統制システムの運用、製品の安全性を確保する品質保証体制の強化、社会貢献活動、女性活躍の推進に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジコン食品株式会社	90百万円	100%	昆布製品及び漬物の製造
フジッコワイナリー株式会社	96百万円	100%	酒類（ワイン）の製造及び販売 デザート製品の製造
味富士株式会社	30百万円	100%	贈答品及びヨーグルト製品の販売
フジッコフーズ株式会社	95百万円	100%	豆製品及びデザート原料・製品の製造

(注) 当社は、平成28年4月1日付で、フジコン食品株式会社及びフジッコフーズ株式会社を吸収合併いたしました。

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品等を主体とした食品加工業を主な事業としております。

(9) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

1. 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神 戸 市 中 央 区	福 岡 営 業 所	福 岡 市 南 区
札 幌 営 業 所	札 幌 市 清 田 区	北 海 道 工 場	北 海 道 千 歳 市
東 京 営 業 所	東 京 都 文 京 区	関 東 工 場	埼 玉 県 加 須 市
埼 玉 営 業 所	埼 玉 県 春 日 部 市	東 京 工 場	千 葉 県 船 橋 市
神 奈 川 営 業 所	神 奈 川 県 大 和 市	横 浜 工 場	横 浜 市 緑 区
名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 名 東 区	鳴 尾 工 場	兵 庫 県 西 宮 市
近 畿 営 業 部	兵 庫 県 西 宮 市	和 田 山 工 場	兵 庫 県 朝 来 市

(注) 平成28年4月1日付で、東京営業所は首都圏営業部営業第一グループに名称変更いたしました。

2. 子会社の主要な営業所及び工場

フジコン食品株式会社 兵庫県美方郡新温泉町
フジッコワイナリー株式会社 山梨県甲州市
味富士株式会社 神戸市中央区
フジッコフーズ株式会社 鳥取県境港市

(注) 当社は、平成28年4月1日付で、フジコン食品株式会社及びフジッコフーズ株式会社を吸収合併し、フジコン食品株式会社は浜坂工場、フジッコフーズ株式会社は境港工場となりました。

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,007名	9名減

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,142名（期末在籍者）を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
846名	8名減	40.6歳	15.8年

(注) 上記従業員の他に臨時従業員913名（期末在籍者）を雇用しております。

(11) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	328百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	172

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,991,521株
- (3) 株主数 7,287名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ミ ニ マ ル 興 産	6,194 ^{千株}	20.66 %
福 井 正 一	1,010	3.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	961	3.20
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	895	2.98
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	854	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	817	2.72
田 中 久 子	616	2.05
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	550	1.83
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	494	1.65
フ ジ ッ コ 従 業 員 持 株 会	476	1.59

- (注) 1. 当社は、自己株式5,013,117株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式5,013,117株を控除して計算しております。
 なお、当該自己株式数には、「株式給付信託（J-E S O P）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が保有する当社株式106,800株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、当社株式の現在の投資金額を勘案し、投資しやすい環境を整えることで、より広範な投資家の参加を促すために、平成27年7月31日開催の取締役会の決議により、平成27年9月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。
- ② 当社は、平成27年10月30日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」を導入しております。なお、当事業年度末日（平成28年3月31日現在）に「株式給付信託（J-E S O P）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が保有する当社株式数は106,800株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 井 正 一	
専務取締役	奥 平 武 則	経営管理本部長兼システム企画室長兼経理部長
常務取締役	宗 形 豊 喜	生産本部長
常務取締役	籠 谷 一 徳	営業本部長
取 締 役	山 田 勝 重	人事総務部長
取 締 役	石 田 吉 隆	開発本部長
取 締 役	河 内 茂	営業本部副本部長
取 締 役	山 崎 章 史	ロジスティクス推進部長
取 締 役	北 島 幹 也	マーケティング本部長兼マーケティング推進部長
取 締 役	桑 名 好 恵	お客様相談室長
非常勤取締役	萩 原 郁 夫	フジッコフーズ株式会社代表取締役社長
非常勤取締役	石 郷 岡 隆	フジッコワイナリー株式会社代表取締役社長
社 外 取 締 役	家 森 幸 男	
社 外 取 締 役	渡 邊 正 太 郎	
常 勤 監 査 役	池 田 善 弘	
社 外 監 査 役	尾 崎 弘 之	
社 外 監 査 役	石 田 昭	

- (注) 1. 取締役家森幸男氏及び渡邊正太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、渡邊正太郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役尾崎弘之氏及び石田 昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役石田 昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

1. 就任

平成27年6月23日開催の第55回定時株主総会において、渡邊正太郎氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2. 退任

取締役堀 郁郎氏は、平成28年3月2日に逝去いたしました。なお、当該取締役の退任時の地位は、取締役社長付であります。

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
石郷岡 隆	非常勤取締役 兼フジッコワイナリー株式会社代表取締役社長	生産本部副本部長	平成27年6月23日
奥平 武則	経営管理本部長兼システム企画室長兼経理部長	経営管理本部長兼システム企画室長	平成27年7月1日
宗形 豊喜	生産本部長	生産本部長兼製造部長	平成27年7月1日

4. ご参考

当事業年度後の取締役の担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
福井 正一	代表取締役社長兼営業本部長	代表取締役社長	平成28年4月1日
奥平 武則	経営管理本部長兼システム企画室長	経営管理本部長兼システム企画室長兼経理部長	平成28年4月1日
宗形 豊喜	デリカ事業部長兼海外貿易準備室長	生産本部長	平成28年4月1日
籠谷 一徳	生産本部長	営業本部長	平成28年4月1日
萩原 郁夫	お客様相談室長	非常勤取締役 兼フジッコフーズ株式会社代表取締役社長	平成28年4月1日
桑名 好恵	女性活躍推進担当	お客様相談室長	平成28年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として、賠償責任を限定する契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	15名	177百万円
監 査 役	3名	23百万円
合 計	18名	200百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役の人数は14名、監査役の人数は3名であります。
3. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬は20百万円であります。
4. 上記報酬額には、当事業年度に係る役員報酬、役員退職慰労引当金繰入額、役員賞与を含んでおります。
5. 上記のほか、平成27年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して9百万円を支給しております。なお、当金額には当年度及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 社外取締役

当事業年度における主な活動状況

- 取締役 家森 幸男 当期開催の取締役会18回のうち11回に出席し、社外取締役として、また食の安全性、健康に関する高い専門性及び社会性の視点からの発言を行っております。
- 取締役 渡邊正太郎 就任後開催の取締役会14回のうち10回に出席し、社外取締役として、また経営者の見地及び財界での幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。

2. 社外監査役

当事業年度における主な活動状況

- 監査役 尾崎 弘之 当期開催の取締役会18回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席し、独立役員として、また金融機関における豊富な経験、経済に関する幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。
- 監査役 石田 昭 当期開催の取締役会18回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、独立役員として、また長年の監査経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として、賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合には、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の監査品質・独立性・総合的能力等の観点から継続して監査を適切に遂行するに不十分であると判断した場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号の定めにより、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の決議を行いました。平成27年5月15日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議し、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりとしております。

(1) 当社及び当社子会社（当グループという：以下同じ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当グループの経営基本原理「フジッコの心」を制定し、法とルールを守り、力強く革新と成長の道を歩むことを宣言し、当グループ全役職員に周知徹底させるため、コンプライアンス担当取締役を置き、リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の構築及び維持・向上の推進とともに、啓蒙活動を実施する。

当グループは、当グループの役職員が、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社内の通報窓口又は社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を設置・運営する。

当グループは、反社会的勢力及び団体に対しては、商取引・不当な要求等を遮断・拒絶するなど、毅然とした態度で臨み、反社会的行為には一切加担しない。

(運用状況)

コンプライアンス担当取締役は「フジッコの心」に定めた体制が確実に運用されていることを確認するとともに、定期的に取り締役に報告しています。また内部通報窓口を設置しておりますが、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切かつ確実に記録して保存・管理（廃棄を含む）する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(運用状況)

取締役は、当期、取締役会議事録、常務会議事録及び経営会議議事録を作成し、個別の業務執行に係る稟議書等を稟議規程に基づき作成し、記録として保管しています。議事録及び記録は取締役及び監査役により閲覧されております。

(3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについては、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置するとともに、当グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を整備し、同規程に基づき、迅速かつ適正な対応を可能とするリスク管理体制を構築する。

また、コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

不測の事態が発生した場合は、リスク管理規程に従い、代表取締役社長の指揮の下、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク管理体制については、全社員を対象にリスクアンケートを実施し、対処すべき重要リスク項目を選定し、今期よりリスクマネジメント委員会を発足させ改善活動を実施しております。また、リスクが顕在化した緊急時には、危機管理委員会を招集し、対応しています。

- (4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、3事業年度を期間とする当グループ中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を設定する。

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社では、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、また、当社子会社では、取締役会を年4回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。

当社は、経営に関する重要事項について、法令等に基づき、議決に関する権限、事項及び範囲を明確にし、取締役会、常務会及び経営会議で、それぞれ執行の決定を行う。

取締役会及び常務会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程において、各々の責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定める。

また、取締役、常勤監査役及び各事業部門長で構成される業績検討会議において、定期的に各事業部門より業績及びその改善策を報告させ、具体的かつ機動的な施策を実施させる。

(運用状況)

経営会議を月2回、常務会を月2回開催し、会議決議等仕分けに基づき、必要な業務執行の決定を迅速に行うとともに、取締役会を年間18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項の審議・決議を行っています。当期は、会社成長の指針として、第57期（平成28年度）からの新中期3ヵ年計画を策定し、取締役会で決議しています。

- (5) 当社子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当グループを構成する当社子会社に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の構築の推進とともに、必要に応じて指導・支援を行う。

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度により、当グループを構成する当社子会社の経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

当グループを構成する当社子会社の取締役及び業務を執行する社員は、当社に対し、毎月開催される業績検討会議又は常務会で、定期的に、同子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

(運用状況)

当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、当社に決裁を仰ぐ承認申請書を提出しています。また、子会社の社長が定期的に業績検討会議、取締役会に出席し、業務執行状況を報告しています。各子会社の取締役会は、それぞれ年4回開催しています。また、子会社2社（フジコン食品㈱及びフジッコフーズ㈱）を平成28年4月1日付で吸収合併し、当社直営工場として運用を開始しております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当グループは、財務報告に係る内部統制構築の基本方針及び基本計画を策定し、これに基づき有効かつ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切に運用することにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(運用状況)

当期は、内部統制会議を2回、全体統制会議を2回開催しております。代表取締役社長、内部統制に関わる取締役、常勤監査役、監査室長、会計監査人が出席して、内部統制上の課題を共有し、問題解決の方向性を協議しました。その取り組み状況については、取締役会で報告することで、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上でを行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

また、当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従い、監査役の職務を補助しなければならない。

(運用状況)

監査役の職務を補助する使用人は置いていません。

(8) 当グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループは、その取締役又は使用人が、監査役会に対して、法定の事項に加え、当グループに重大な影響を及ぼす事項（当グループの取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款に抵触し得る事項）、内部監査の状況、内部通報制度の運用状況及びその内容を遅滞なく報告することを可能とする体制を整備する。また、公益通報者保護規程において、当該報告を行ったこと自体による解雇その他の不利な取扱い（不利益な処分・処遇等）を禁止する旨を明記する。

(運用状況)

常勤監査役が社内の重要会議に出席して、重要情報を収集し、監査役会で社外監査役と情報を共有しています。

内部通報窓口を設置するとともに、公益通報者保護規程で通報者の不利益な取扱いを禁止しています。内部通報窓口への通報の有無及び内容について、担当部長が常勤監査役へ定期的かつ適時に報告しております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の請求に応じ、これを処理する。

(運用状況)

当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人、代表取締役、監査室との間の定期的な意見交換会を設定し、連携して、当社を含む当グループ各社に対する監査、並びに、当グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの監査の実効性を確保する。

(運用状況)

法令に基づき、会計監査人から監査役に対して事業年度の監査結果について定期報告が行われました。監査役は、年間スケジュールを立て、定期的に工場、営業所、子会社の巡回監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会を開催するとともに、当期は内部統制の全体統制会議に常勤監査役が出席しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当グループは、日本の伝統食・伝統食材に基づいた健康に役立つ食品を提供し、日本の良き食文化の復興と承継を通じ、社会全体に幸せで健康な生活を実現することを企業理念（経営理念）として位置付けています。

当グループでは、健康増進のための食品事業を展開する中で、当社製造の商品を市場でお買い上げ頂くお客様を何よりも大切にするとともに、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護といった企業としての社会的責任を果たし、当グループを取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じて、当グループ全体の価値を向上させるべく、効率的かつ適正な企業運営の推進に努めることを基本方針としております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの内容の概要

当社は、たとえ大量の当社株式が買い付けられることがあっても、それが当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に資するものであるならば、そのような買収行為自体を否定するものではありません。

しかし当社は、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益の向上を毀損すると思われるような当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して、事前に、当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様方において判断して頂き、あるいは、当社取締役会において、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様方のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、買収防衛策（事前警告型のライツ・プラン）を株主総会の承認を受け導入いたしました。そして、平成26年6月24日開催の第54回定時株主総会において、基本的な理念や考え方は維持したまま、内容を一部変更した上で継続する議案（以下、変更後の事前警告型ライツ・プランを「本プラン」といいます。）を付議し、承認されました。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、買付者等から受領した情報提供回答書等を外部有識者で構成する企業価値判定委員会に提出し、判定委員会は、本プランの定める買収防衛策の発動の要否を判定し、その旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は判定委員会の勧告を最大限尊重し、買収防衛策（本プラン）の発動又は不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成29年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、(ア)株主総会において本プランを廃止する旨の決議が承認された場合、又は、(イ)株主総会で毎年選任される取締役（当社取締役の任期は1年間）で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

上記(2)の取組みにつきましては、当社の基本方針に沿うものであり、株主の皆様方の共同の利益を損なうものではなく、また、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ http://www.fujicco.co.jp/cms_news/news/upload/ir_20140512_2.pdf をご参照ください。

本事業報告中の記載金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(70,003)	(負債の部)	(11,892)
流動資産	29,326	流動負債	9,915
現金及び預金	13,643	買掛金	3,697
受取手形及び売掛金	8,569	1年内返済予定の長期借入金	500
商品及び製品	790	未払金	2,959
仕掛品	319	未払法人税等	1,059
原材料及び貯蔵品	5,374	未払消費税等	308
繰延税金資産	436	賞与引当金	560
その他の流動資産	197	預り金	150
貸倒引当金	△ 3	その他の流動負債	680
固定資産	40,677	固定負債	1,977
有形固定資産	32,436	繰延税金負債	605
建物及び構築物	11,807	退職給付に係る負債	1,070
機械装置及び運搬具	6,821	役員退職慰労引当金	301
工具器具及び備品	374	(純資産の部)	(58,110)
土地	13,424	株主資本	56,311
建設仮勘定	9	資本金	6,566
無形固定資産	314	資本剰余金	7,405
ソフトウェア	179	利益剰余金	49,364
その他の無形固定資産	134	自己株式	△7,024
投資その他の資産	7,926	その他の包括利益累計額	1,799
投資有価証券	6,726	その他有価証券評価差額金	1,953
繰延税金資産	99	退職給付に係る調整累計額	△ 153
その他の投資等	1,108		
貸倒引当金	△ 9		
合 計	70,003	合 計	70,003

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		58,718
売上原価		34,510
売上総利益		24,207
販売費及び一般管理費		19,234
営業利益		4,973
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	239	
受取賃貸料	75	
売電収入	47	
その他の営業外収益	90	456
営業外費用		
支払利息	5	
賃貸費用	20	
為替差損	1	
売電費用	21	
その他の営業外費用	3	52
経常利益		5,377
特別利益		
投資有価証券売却益	356	
国庫補助金等収入	50	407
特別損失		
固定資産処分損	45	45
税金等調整前当期純利益		5,739
法人税、住民税及び事業税	1,793	
法人税等調整額	25	1,819
当期純利益		3,920
親会社株主に帰属する当期純利益		3,920

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,566	7,302	46,462	△3,304	57,027
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,018		△1,018
親会社株主に帰属する当期純利益			3,920		3,920
自己株式の取得				△3,617	△3,617
株式給付信託による自己株式の取得				△247	△247
自己株式の処分		103		144	247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	103	2,901	△3,720	△715
当 期 末 残 高	6,566	7,405	49,364	△7,024	56,311

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,681	△124	1,556	58,584
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,018
親会社株主に帰属する当期純利益				3,920
自己株式の取得				△3,617
株式給付信託による自己株式の取得				△247
自己株式の処分				247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	271	△29	242	242
当 期 変 動 額 合 計	271	△29	242	△473
当 期 末 残 高	1,953	△153	1,799	58,110

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

フジコン食品株式会社、フジッコワイナリー株式会社、フジッコフーズ株式会社、味富士株式会社

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

有限会社菜彩、青島富吉高食品有限公司、北海道フジッコ株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用している非連結子会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社（有限会社菜彩、青島富吉高食品有限公司、北海道フジッコ株式会社）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法に基づき処理し、売却原価は移動平均法に基づき算定）

時価のないもの

……移動平均法に基づく原価法

(ロ) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品

……移動平均法

製 品

……総平均法

原 材 料

……移動平均法

仕 掛 品

……総平均法

貯 蔵 品

……最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 ……定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 2年～60年
 機械装置及び運搬具 2年～22年
 平成19年3月31日以前に取得したものについては、
 償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- 無形固定資産 ……定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金 ……役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法 ……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 消費税等の会計処理 ……税抜方式によっております。

⑤ 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,067百万円
 (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	34,991,521	—	—	34,991,521

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,051,732	2,175,069	106,884	5,119,917

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式106,800株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

(増加内訳)

公開買付による増加	2,002,000株
株式給付信託の取得による増加	106,800株
市場買付による取得による増加	60,000株
単元未満株式の買取りによる増加	6,269株

(減少内訳)

株式給付信託への第三者割当による自己株式処分による減少	106,800株
単元未満株式の売渡しによる減少	84株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	511	16.00	平成27年3月31日	平成27年6月24日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	507	17.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	509	17.00	平成28年3月31日	平成28年6月23日

- (注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
2. 平成28年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金額1百万円が含まれております。

- (4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、設備投資等必要な資金については主に自己資金で賄っており、一部銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的把握された時価が取締役会に報告されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	13,643	13,643	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,569	8,569	—
(3) 投資有価証券	5,950	5,950	—
(4) 買掛金	(3,697)	(3,697)	—
(5) 未払金	(2,959)	(2,959)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,350	5,329	2,978
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,350	5,329	2,978
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	796	620	△175
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	796	620	△175
	合計	3,146	5,950	2,803

(4) 買掛金、及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式・非公募の内国債券（連結貸借対照表計上額776百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	13,643	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,569	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,945円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 130円45銭

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度41,076株であり、期末株式数は当連結会計年度106,800株であります。

7. その他の注記

(1) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、前連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が8百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額（費用側）が35百万円、その他有価証券評価差額金額が47百万円、退職給付に係る調整累計額（借方）が3百万円それぞれ増加しております。

(2) 株式給付信託における取引の概要等

①取引の概要

平成27年10月30日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社のグループ会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

②信託に残存する自社の株式

当連結会計年度より本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は2億47百万円、株式数は106,800株であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(65,710)	(負債の部)	(11,967)
流動資産	26,762	流動負債	9,515
現金及び預金	11,717	買掛金	3,697
受取手形	1	1年内返済予定の長期借入金	500
売掛金	8,534	未払金	2,817
商品及び製品	779	未払費用	181
仕掛品	202	未払法人税等	964
原材料及び貯蔵品	4,839	未払事業税	57
前払費用	93	未払消費税等	263
繰延税金資産	388	賞与引当金	481
繰入金	63	預り金	43
その他の流動資産	144	その他の流動負債	509
貸倒引当金	△3	固定負債	2,451
有形固定資産	38,948	長期借入金	800
建物	29,735	繰延税金負債	605
構築物	10,285	退職給付引当金	750
機械装置	477	役員退職慰労引当金	295
車両運搬具	6,084		
工具器具及び備品	9	(純資産の部)	(53,743)
土地	342	株主資本	51,790
建設仮勘定	12,526	資本剰余金	6,566
無形固定資産	9	資本準備金	7,405
特許権	294	資本剰余金	7,299
商標	4	その他資本剰余金	106
ソフトウェア	13	利益剰余金	44,843
その他の無形固定資産	175	利益準備金	635
投資その他の資産	100	その他利益剰余金	44,207
投資有価証券	8,917	別途積立金	34,340
関係会社株式	6,493	特別償却準備金	135
長期前払費用	1,328	繰越利益剰余金	9,731
その他の投資等	48	自己株式	△7,024
貸倒引当金	1,055	評価・換算差額等	1,953
	△9	その他有価証券評価差額金	1,953
合 計	65,710	合 計	65,710

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		58,029
売 上 原 価		34,962
売 上 総 利 益		23,067
販売費及び一般管理費		18,557
営 業 利 益		4,510
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	322	
受 取 賃 貸 料	101	
売 電 収 入	47	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	100	574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
賃 貸 費 用	47	
為 替 差 損	1	
売 電 費 用	21	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3	82
経 常 利 益		5,002
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	356	
国 庫 補 助 金 等 収 入	50	406
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	34	34
税 引 前 当 期 純 利 益		5,373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,637	
法 人 税 等 調 整 額	20	1,657
当 期 純 利 益		3,715

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,566	7,299	3	7,302
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
税率変更による積立金の調整額				
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の取得				
自己株式の処分			103	103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	103	103
当期末残高	6,566	7,299	106	7,405

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利益準備金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金					
		別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	635	34,340	158	7,011	42,146	△3,304	52,710
当期変動額							
剰余金の配当				△1,018	△1,018		△1,018
当期純利益				3,715	3,715		3,715
特別償却準備金の取崩			△26	26	-		-
税率変更による積立金の調整額			3	△3	-		-
自己株式の取得						△3,617	△3,617
株式給付信託による自己株式の取得						△247	△247
自己株式の処分						144	247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	△23	2,720	2,697	△3,720	△920
当期末残高	635	34,340	135	9,731	44,843	△7,024	51,790

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	
当期首残高	1,681	1,681	54,391
当期変動額			
剰余金の配当			△1,018
当期純利益			3,715
特別償却準備金の取崩			—
税率変更による積立金の調整額			—
自己株式の取得			△3,617
株式給付信託による自己株式の取得			△247
自己株式の処分			247
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	271	271	271
当期変動額合計	271	271	△648
当期末残高	1,953	1,953	53,743

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法に基づき処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ……移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品 ……移動平均法

製 品 ……総平均法

原 材 料 ……移動平均法

仕 掛 品 ……総平均法

貯 蔵 品 ……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～22年

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

役員退職慰労引当金

……役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

……税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,685百万円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 187百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 668百万円 |
| (4) 関係会社に対する長期金銭債務 | 800百万円 |
| (5) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

3. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する売上高 | 457百万円 |
| (2) 関係会社からの仕入高 | 6,187百万円 |
| (3) 関係会社との営業取引以外の取引高 | 36百万円 |
| (4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,051,732	2,175,069	106,884	5,119,917

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式106,800株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

(増加内訳)

公開買付による増加	2,002,000株
株式給付信託の取得による増加	106,800株
市場買付による取得による増加	60,000株
単元未満株式の買取りによる増加	6,269株

(減少内訳)

株式給付信託への第三者割当による自己株式処分による減少	106,800株
単元未満株式の売渡しによる減少	84株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	148百万円
未払事業税・事業所税	92百万円
未払販売奨励金	94百万円
退職給付引当金	228百万円
役員退職慰労引当金	90百万円
その他	85百万円
繰延税金資産小計	740百万円
評価性引当額	△47百万円
繰延税金資産合計	692百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△850百万円
特別償却準備金	△59百万円
繰延税金負債合計	△910百万円
繰延税金資産の純額	△217百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3%
住民税均等割等	1.0%
試験研究費等税額控除	△2.4%
評価性引当額の増加額	△0.2%
税率変更	0.8%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税率等の負担	30.9%

(3) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が16百万円増加し、当事業年度に計上された法人税率等調整額（費用側）が31百万円、その他有価証券評価差額金額が47百万円それぞれ増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,799円14銭
 (2) 1株当たり当期純利益 123円65銭

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度41,076株であり、期末株式数は当事業年度106,800株であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	梯健康再生研究所	京都府京都市	6	研究調査等	—	—	研究調査等	21	未払金	4

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託料等の支払金額につきましては、一般の取引条件及び決済条件を勘案して決定しております。

(注2) 当社役員家森幸男氏の近親者が議決権の100%を保有しております。

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	フジコン食品㈱	所有 直接100%	資金の借入 利息の支払	資金の借入 利息の支払	700 3	長期借入金 —	700 —

(注) フジコン食品㈱からの資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間2年、返済期限に一括返済としています。なお、担保は提供していません。

8. 重要な後発事象に関する注記

完全子会社の吸収合併（簡易吸収合併）

当社は平成27年10月30日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるフジコン食品株式会社及びフジッコフーズ株式会社を吸収合併することを決議し、平成28年4月1日付で合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業及びその事業の内容

吸収合併存続会社

名称 フジッコ株式会社

事業内容 惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品等を主体とした食品加工業

吸収合併消滅会社

名称 フジコン食品株式会社

事業内容 昆布製品及び惣菜製品の製造

名称 フジッコフーズ株式会社

事業内容 豆製品及びデザート原料・製品の製造

② 企業結合日

平成28年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、フジコン食品株式会社及びフジッコフーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式です。

④ 結合後企業の名称

フジッコ株式会社

⑤ 取引の目的

当社は持続的な成長と中長期的企業価値の最大化を目指すべく、ガバナンス体制の強化を進めており、経営資源の再配分による新たな事業の成長戦略の構築とともに、現有資産の効率運用も必要であると考え、当社を吸収合併存続会社、専ら製造子会社であるフジコン食品株式会社及びフジッコフーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日。）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

なお、当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差益が38億26百万円発生する見込みであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

フジッコ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジッコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジッコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

フジッコ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジッコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

フジッコ株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 善 弘 ㊞

監 査 役 尾 崎 弘 之 ㊞

監 査 役 石 田 昭 ㊞

(注) 監査役尾崎弘之及び石田 昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに財政状態等も含めて総合的に判断し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当17円（中間普通配当17円を含め年間配当34円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、509,632,868円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条 文 省 略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 12 条 (条 文 省 略)	第 5 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 13 条～第 18 条 (条 文 省 略)	第 13 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会	第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会
第 19 条 (条 文 省 略)	第 19 条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 20 条 当 会 社 の 取 締 役 は、 <u>18</u> 名 以 内 と する。	第 20 条 当 会 社 の 取 締 役 (<u>監 査 等 委 員 である取締役を除く。</u>) は、 <u>12</u> 名 以 内 と する。
(新 設)	2. <u>当 会 社 の 監 査 等 委 員 である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 21 条 取 締 役 は 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 選 任 する。	第 21 条 取 締 役 は、 <u>監 査 等 委 員 と そ れ 以 外 の 取 締 役 と を 区 別 して 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 選 任 する。</u>
2. (条 文 省 略)	2. (現行どおり)
3. (条 文 省 略)	3. (現行どおり)
第 22 条 (条 文 省 略)	第 22 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第31条 (条数変更)</p> <p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第33条 (条数変更)</p> <p>2. 当会社は、取締役<u>（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="161 172 499 201">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="127 232 434 261">(監査役および監査役の設置)</p> <p data-bbox="113 262 546 319">第33条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p data-bbox="127 351 292 379">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="113 381 546 438">第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="127 469 292 498">(監査役の選任)</p> <p data-bbox="113 499 546 556">第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="161 558 546 701">2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="127 732 292 761">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="113 762 546 876">第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="161 878 546 963">2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="127 995 269 1023">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="113 1025 546 1082">第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="127 1113 362 1142">(監査役会の招集通知)</p> <p data-bbox="113 1143 546 1286">第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p data-bbox="665 172 908 201">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="581 232 818 261">(監査等委員会の設置)</p> <p data-bbox="566 262 1002 319">第34条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p data-bbox="715 351 855 379">(削 除)</p> <p data-bbox="715 469 855 498">(削 除)</p> <p data-bbox="715 732 855 761">(削 除)</p> <p data-bbox="715 995 855 1023">(削 除)</p> <p data-bbox="581 1113 866 1142">(監査等委員会の招集通知)</p> <p data-bbox="566 1143 1002 1286">第35条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) <u>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>) <u>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>) <u>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第<u>44</u>条～第<u>46</u>条 (条 文 省 略)</p>	<p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (条 数 変 更)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第<u>47</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第<u>42</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第<u>48</u>条 (条 文 省 略)</p>	<p>第<u>43</u>条 (条 数 変 更)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第<u>49</u>条～第<u>52</u>条 (条 文 省 略)</p>	<p>第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (条 数 変 更)</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛</p>
<p>第<u>53</u>条 (条 文 省 略)</p>	<p>第<u>48</u>条 (条 数 変 更)</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>1 当社は、第56回定時株主総会終結</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>前の行為に関する会社法第423条第1</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 第56回定時株主総会終結前の社外監</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>1 項の賠償責任を限定する契約につい</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>ては、なお同定時株主総会の決議によ</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>る変更前の定款第43条第2項の定め</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>るところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（14名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
<p>候補者番号①</p>  <p>ふく い まさ かず 福井 正一 (昭和37年9月11日生)</p>	<p>平成7年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 平成28年4月 当社営業本部長 現在に至る</p> <p>当社との特別の利害関係：なし</p>	<p>1,010,763株</p>
<p>候補者番号②</p>  <p>おく ひら たけ のり 奥平 武則 (昭和27年1月13日生)</p>	<p>昭和49年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 現在に至る 平成24年4月 当社経営管理本部長 現在に至る 平成27年4月 当社システム企画室長 現在に至る</p> <p>当社との特別の利害関係：なし</p>	<p>9,172株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
候補者番号③  <small>むね かた とよ き</small> 宗形豊喜 (昭和27年5月11日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る 平成25年6月 当社生産本部長 平成28年4月 当社デリカ事業部長 兼海外貿易準備室長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	18,000株
候補者番号④  <small>かご たに かず のり</small> 籠谷一徳 (昭和34年9月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る 営業本部長 平成28年4月 当社生産本部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	6,240株
候補者番号⑤  <small>はら ぐら いく お</small> 萩原郁夫 (昭和28年10月11日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年9月 当社管理本部人事総務部長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成24年4月 当社人事総務部長 平成27年4月 当社非常勤取締役 フジッコフーズ株式会社 代表取締役社長 平成28年4月 当社取締役 お客様相談室長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	16,065株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
候補者番号⑥  やま だ かつ しげ 山田 勝 重 (昭和30年7月7日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 開発本部長兼商品開発部長兼 技術開発部長 平成21年9月 当社非常勤取締役 フジコン食品株式会社代表取 締役社長 平成24年4月 当社取締役 開発本部長 平成27年4月 当社人事総務部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	7,040株
候補者番号⑦  いし だ よし たか 石田 吉 隆 (昭和35年12月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社営業本部東日本営業統括 部長 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成24年4月 当社経営管理本部経営企画室 長 平成27年4月 当社開発本部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	2,200株
候補者番号⑧  かわ ち しげる 河内 茂 (昭和30年3月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 営業本部西日本営業統括部長 平成26年4月 当社営業本部営業統括部長 平成27年4月 当社営業本部副本部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	4,400株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
候補者番号⑨  <small>きた じま みき や</small> 北島 幹也 (昭和30年1月21日生)	平成16年10月 当社入社 平成19年4月 当社営業本部営業企画室長 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 平成24年4月 当社開発本部副本部長兼商品企画室長 平成26年4月 当社マーケティング本部長 現在に至る 平成27年4月 当社マーケティング推進部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	2,000株
候補者番号⑩  <small>わた なべ しょう たろう</small> 渡邊 正太郎 (昭和11年1月2日生)	昭和35年3月 花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社 昭和63年6月 同 代表取締役副社長 平成14年4月 社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事 平成18年5月 社団法人経済同友会終身幹事 現在に至る 平成18年11月 早稲田大学監事 現在に至る 平成20年6月 当社社外監査役 平成24年6月 当社社外監査役退任 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	2,000株

- (注) 1. 取締役候補者のうち渡邊正太郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 渡邊正太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として、また財界での豊富な経験および幅広い見識を当社の経営基盤強化に活かしていきたいためであります。
3. 渡邊正太郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 渡邊正太郎氏の選任が承認された場合は当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は法令が規定する額を限度額として、責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
候補者番号①  やま さき あき ふみ 山 崎 章 史 (昭和29年4月20日生)	昭和54年12月 当社入社 平成15年3月 フジッコフーズ株式会社 代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 生産本部鳴尾生産事業部長 平成27年1月 当社ロジスティクス推進部長 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	7,742株
候補者番号②  いし だ あきら 石 田 昭 (昭和23年7月17日生)	昭和46年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 昭和59年5月 社員 平成4年5月 代表社員（現 パートナー） 平成24年6月 有限責任監査法人トーマツ退職 平成24年7月 株式会社京写社外監査役就任 現在に至る 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
候補者番号③  ひきの たかし 曳野 孝 (昭和25年10月18日生)	平成4年9月 ハーバード・ビジネス・スクール経営部門主任研究員 平成10年4月 京都大学大学院経済学研究科・経済学部助教授 平成27年8月 コッチ大学管理科学・経済学部併任教授 現在に至る 平成28年4月 京都大学経営管理大学院客員教授 現在に至る 当社との特別の利害関係：なし	0株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者のうち、石田 昭氏、曳野 孝氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 石田 昭氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 曳野 孝氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出予定であります。
4. 石田 昭氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識や経験など当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
5. 曳野 孝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただきたいためであります。
6. 石田 昭氏及び曳野 孝氏それぞれの選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として、責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第46回定時株主総会において「年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）」とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）」と定めることとさせていただきますと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、「年額4千万円以内」と定めることとさせていただきますと存じます。第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成18年6月29日開催の当社第46回定時株主総会において「年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）」としてご承認いただいた取締役の報酬等の額とは別枠として、平成27年6月23日開催の当社第55回定時株主総会において、「年額1億円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社への移行後も従前と同様に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第5号議案にてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を「年額1億円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

本件株式報酬型ストックオプションについては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

本件株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案による株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、監査等委員会設置会社への移行前の取締役は14名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案および第4号議案のご承認が得られますと、取締役は13名（うち監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役は9名）となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数1,100個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後3ヶ月を経過した日から3年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本定時株主総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定であります。

第 8 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成28年5月16日開催の取締役会において、平成28年5月31日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます石郷岡隆氏、桑名好恵氏、家森幸男氏、並びに監査役を退任されます池田善弘氏、尾崎弘之氏、及び平成28年3月2日に逝去された故取締役堀 郁郎氏に対し、退職慰労金制度廃止までの在任期間の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いしごうおか たかし 石郷岡 隆	平成18年6月 当社取締役 現在に至る
くわ な よし え 桑 名 好 恵	平成24年6月 当社取締役 現在に至る
や もり ゆき お 家 森 幸 男	平成24年6月 当社社外取締役 現在に至る
ほり いく ろう 堀 郁 郎	平成24年6月 当社取締役 平成28年3月 逝去
いけ だ よし ひろ 池 田 善 弘	平成24年6月 当社監査役 現在に至る
お ぎき ひろ ゆき 尾 崎 弘 之	平成24年6月 当社監査役 現在に至る

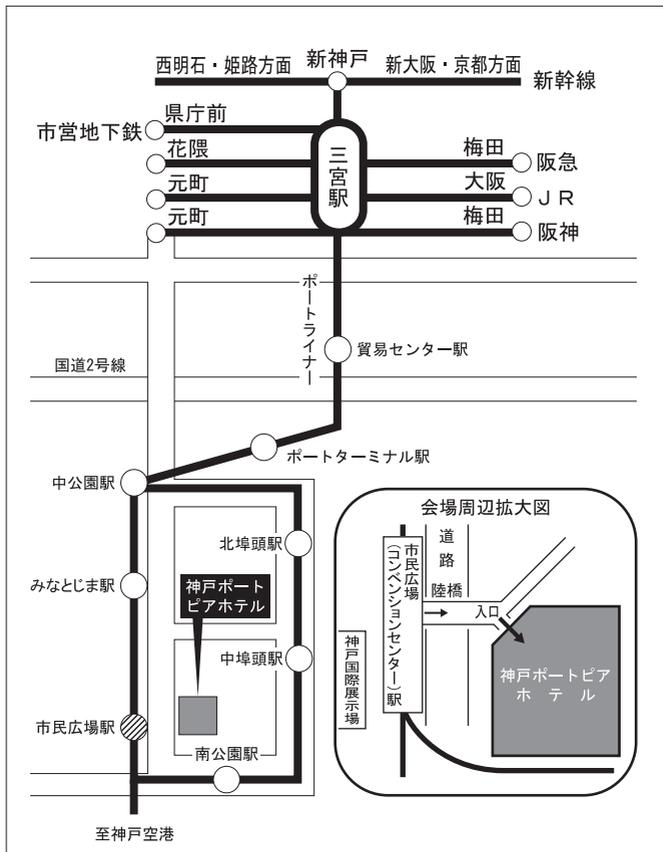
これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に重任予定の取締役10名及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に監査等委員である取締役に就任予定の取締役1名、監査役1名に対し、退職慰労金制度廃止までの在任期間の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。贈呈の時期は、取締役を退任する時にいたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査等委員である取締役及び退任監査役については、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふく い まさ かず 福 井 正 一	平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
おく ひら たけ のり 奥 平 武 則	平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 現在に至る
むね かた とよ き 宗 形 豊 喜	平成14年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る
かご たに かず のり 籠 谷 一 徳	平成16年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る
はぎ わら いく お 萩 原 郁 夫	平成15年6月 当社取締役 現在に至る
やま だ かつ しげ 山 田 勝 重	平成16年6月 当社取締役 現在に至る
いし だ よし たか 石 田 吉 隆	平成19年6月 当社取締役 現在に至る
かわ ち しげる 河 内 茂	平成20年6月 当社取締役 現在に至る
きた じま みき や 北 島 幹 也	平成20年6月 当社取締役 現在に至る
わた なべ しょうたろう 渡 邊 正太郎	平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る
やま さき あき ふみ 山 崎 章 史	平成20年6月 当社取締役 現在に至る
いし だ あきら 石 田 昭	平成25年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 神戸ポートピアホテル本館地下1階「借楽の間」
 神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
 電話番号 078-302-1111 (代表)

最寄駅 ポートルライナー「市民広場駅」下車徒歩約5分
 ※ポートルライナー「三宮駅」からお越しの際は、
 神戸空港行・北埠頭駅行のいずれにご乗車
 いただいても結構です。